

令和5年度
八潮市立大瀬小学校校舎増築事業
公募型プロポーザル仕様書

埼玉県八潮市

令和5年7月

八潮市立大瀬小学校校舎増築事業
公募型プロポーザル仕様書

1 一般事項

- (1) 事業名 八潮市立大瀬小学校校舎増築事業
- (2) 施工場所 埼玉県八潮市大瀬三丁目9番地1
- (3) 用途地域 第一種中高層住居専用地域、準住居地域
- (4) 建蔽率、容積率 建蔽率60%・角地緩和10%、容積率200%
- (5) 防火指定 法22条地域
- (6) 敷地面積 14,767.44 m²
- (7) 施設内容

①校舎（図書室棟）

- ア 階数：平屋建て
- イ 構造：軽量鉄骨ブレース構造、準耐火仕様建物（新品リース）
- ウ 規模：130 m²以上 200 m²未満とする。（図書室（学習スペースを含む））
- エ 位置：想定計画図のとおり
- オ その他、特記仕様書のとおり

②渡り廊下

- ア 構造：軽量鉄骨造、一部手すり付き（新品）
既存校舎及び増築校舎と構造は別棟とすること。
- イ 既存校舎から増築校舎（特別教室棟）まで、行き来できるようにすること。
- ウ 位置：想定計画図のとおり

③物置

- ア 階数：平屋建て
- イ 構造：鉄骨造
- ウ 規模：26 m²
- エ 位置：想定計画図のとおり

④体育小屋

- ア 階数：平屋建て
- イ 構造：鉄骨造
- ウ 規模：11 m²
- エ 位置：想定計画図のとおり

⑤その他外構工事

- ア 防災倉庫(2)の建替
 - ・階数：平屋建て
 - ・構造：鉄骨造

- ・規模：5.76 m²
- ・位置：想定計画図のとおり

イ 飼育小屋の建替

- ・階数：平屋建て
- ・規模：4 m²以上 5 m²未満
- ・位置：想定計画図のとおり

ウ 鉄棒、逆上り練習台及び一輪車補助の移設

- ・位置：想定計画図のとおり

エ 敷地南門前物置の移設

- ・位置：想定計画図のとおり（隣接学童保育所敷地内へ移設）

オ 土俵の撤去

- ・位置：想定計画図のとおり

(8) 諸手続き

各種法令等の手続については、受注者にて申請・届出等を行うこと（消防法・建築基準法等）。

(9) 業務範囲 受注者がおこなう業務範囲については次のとおりとする。

- ① 設計・施工及びその他関連業務
- ② 工事関連業務
- ③ 官公庁その他への手続き及び関連業務

2 施設概要

(1) 構造：軽量鉄骨ブレース構造又は鉄骨造

(2) 建物仕様 モジュールは、各メーカー仕様とする。

ただし、部材は建物本体を含めて全て新品（空調設備、図書室棚他備品含む）とする。また、校舎（図書室棟）は安全上、延焼のおそれの有無にかかわらず、準耐火建築物とする。

基礎形状に関しては、柱状図を基に、必要な地耐力を確保し、基礎形状を決定すること。

(3) 校庭貯留を設置している箇所であるため、建物の FL は地盤面から 300mm 以上とすること。

(4) 下記に定める内容(特記仕様書事項含む)も厳守すること。

3 物件引き渡し

(1) 受注者は令和 6 年 3 月 31 日までに施設を建設し、成果物を引き渡すものとする。

4 特記仕様書

【設計業務】

(1) 現地調査を十分実施すること。

- (2) 関係法令を遵守し、関係機関とよく打ち合わせること。
- (3) 各種申請手続に必要な申請料、必要な調査費（地盤調査費用等）が発生した場合は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本計画地は、第一種中高層住居専用地域及び準住居地域のため、その事を考慮した提案を行うこと。
- (6) 校舎（図書室棟）については、渡り廊下から出入りができるよう出入口（庇付）を設けること。
- (7) 窓について、強化ガラスとすること。また、その個数について、建築基準法に則り、最低限の必要箇所以上に設置すること。
- (8) その他建物等
上記施設概要に準じる。

【工事全般】

- 1 工事エリアに関しては、安全対策を万全にし、工事区画を行うこと。
- 2 工事にあたり受注者が近隣家屋や道路を破損する等、他に損害を与えた場合は直ちに報告すると共に、その管理者と協議し、受注者の責任及び負担において速やかに復旧・補修補償すること。損傷の恐れがあるものは事前に適切な養生を行うこと。
また、近隣住民への危険防止には万全を期し、十分な安全対策を講じて施工すること。
- 3 工事車両の出入口については、敷地南側の道路及び出入口より行うこと。
また、交通整理員を常に配置し、関係者の安全確保に努めるとともに、学童保育所の前を工事車両が通行しないようにすること。
- 4 関係者に対して、騒音・振動等について十分に配慮した作業計画（作業日・作業時間）を立案し、発注者の承諾を受けたうえで作業を実施すること。
- 5 本工事に必要な申請手続・立ち合いは受注者が一切代行し、それにかかる費用について全て受注者の負担とする。
- 6 本工事工程の詳細については、発注者と十分協議すること。
- 7 本工事における発生材処分については、適正処理を行うこと。
発生材報告書又はマニフェスト伝票 D・E を提出すること。
- 8 設置工事引渡し前に、特別教室棟、物置、体育小屋は室内環境測定を実施すること。
- 9 本工事に必要な 1 次側の電気の引き込みは受注者の工事とする。
水道については、今回、雨水工事以外は、必要なしとする。

- 10 受注者は工事中の損害に対する補償等に対応する為に必要な保険（店舗総合保険、建設工事保険等）に加入し、その写しを提出すること。
- 11 特別教室棟の完成後の既存校舎からの引っ越しは、受注者の負担とする。

【使用材料】

- 1 本工事に使用する材料は新品とすること。
ただし、仮設に使用する材料は、再利用品を許可する。
- 2 使用材料の色・柄に関しては、受注者が提案し発注の承諾を受けること。
- 3 使用材料はF☆☆☆☆のものとし、環境に配慮したものとする。
- 4 使用材料についてアスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含有する材料を使用してはならない。

【要求水準】

- 1 共通仮設工事
 - (1) 受注者にて仮設計画図を作成し、発注者の承諾を受けて施工すること。
 - (2) 安全管理費・交通整理員
 - (3) 仮設電気・仮設水道・仮設トイレ・作業員休憩所
 - (4) 各種申請手続き（コンクリート強度試験等）
 - (5) 室内環境測定（パッシブ法・各室1ヶ所以上）
 - (6) 設置期間中について、安全確保の為に、仮囲い(H=1,800程度)にて工事エリアを区画すること。
- 2 建築工事
 - (1) (共通) 仕様等
本建物に使用する一切の資材については、下記の通りとする。
 - ①資材に関しては、仮設材を除き全て新品とすること。
(本体、内装、電気、空調、備品等)
 - ②外部標準仕上げ（防火上安全性を見込んで準耐火仕様とする）
 - ア 屋根：各社メーカー仕様
ただし、断熱材裏打ちとする。
 - イ 外壁：各社メーカー仕様
ただし、安全性を考慮し、準耐火仕様かつ断熱材入りとする。
 - ウ 出入口：各社メーカー仕様
ただし、図書室開口部は、両開きガラス付きとし、網入り透明ガラスとする。
 - エ 窓：各社メーカー仕様
個数に関しては、建築基準法に則ったものとする。

ガラスは全て網入り透明ガラス及び網戸付きとし、指詰め防止策を行うこと。

オ 種：各社メーカー仕様

ただし、オーバーフローしないようにすること。

③内部標準仕上げ（想定）

ア 校舎（図書室棟（学習スペースを含む））

部位	仕上げ
床	長尺シート 2mm
巾木	ソフト巾木
壁	下地→軽鉄下地+石膏ボード t = 12.5 仕上げ→ビニールクロス
天井	下地→軽鉄下地+化粧石膏ボード t = 9.5 天井裏 GW24/100

イ 渡り廊下

部位	仕上げ
床	土間コンクリート
壁	壁なし、一部手すり付き
天井	屋根あらわし

ウ 物置

部位	仕上げ
床	土間コンクリート
壁	パネルあらわし+内部木製棚
天井	梁・折板裏貼りあらわし

エ 体育小屋

部位	仕上げ
床	土間コンクリート
壁	パネルあらわし+内部木製棚
天井	梁・折板裏貼りあらわし

④備品（想定）

- ・ 図書室専用棚：①W900×D300×H1,800(6段) 15カ所
②W900×D300×H1,400(4段) 14カ所
③W900×D300×H1,050(3段) 2カ所
④W900×D300×H900(2段) 11カ所
⑤W900×D300×H900(3段) 4カ所
(蔵書数：約 13,000 冊を収納できること)
- ・ 閲覧テーブル：W1,050×D1,800×H650 6カ所

閲覧チェア：24 個

・室名札

3 電気工事（新品）

(1) 電気設備工事の受変電設備

既存キュービクルを改造し、引き込むものとする。

(2) 幹線設備工事：通行の妨げとなる箇所は、地中埋設とする。

(3) 電灯・コンセント設備工事

照明器具は埋め込み型とし、かつ、LED 照明を採用し、部屋用途に適した照度設定（JIS 基準を参考）と器具の配置とする。

(4) 構内情報通信網設備（既存校舎と連動させる）

必要各所に無線 LAN 設備、LAN 用コンセント及び HUB を設置し、配管配線をおこなう。

(5) 非常放送設備：既存職員室に接続する（図書室 1 ヶ所）。

(6) インターホン設備：既存職員室に接続する（図書室 1 ヶ所）。

(7) 監視カメラ設備：南側門扉を監視する位置に 1 台設置（既存職員室と連動させる）。

(8) 自動火災報知設備：必要な場所に設ける（既存職員と連動させる）。

(9) 機械警備設備：必要な場所に設ける（既存校舎と連動させる）。

(10) 消火器設置：必要な場所に必要数を設ける。

4 給排水衛生工事

(1) 雨水排水設備工事のみ（既存側溝接続）とする。

5 空調設備（新品）

(1) 空調工事：天カセ（新品）且つ高湿度対応キットの物とし、SUS 製ラッキング工事及び外部配管はスリムダクト仕様とする（転倒防止含む）。

(2) 換気工事：図書室棟の適切な室内環境を維持するため、必要個数を設置する。天井換気扇及び SUS 製深型フード（網付）とする。

6 保険

(1) 受注者は、図書室棟に関しては、借上げ期間についても、火災保険（店舗総合）に加入し、その写しを提出すること。

7 維持管理

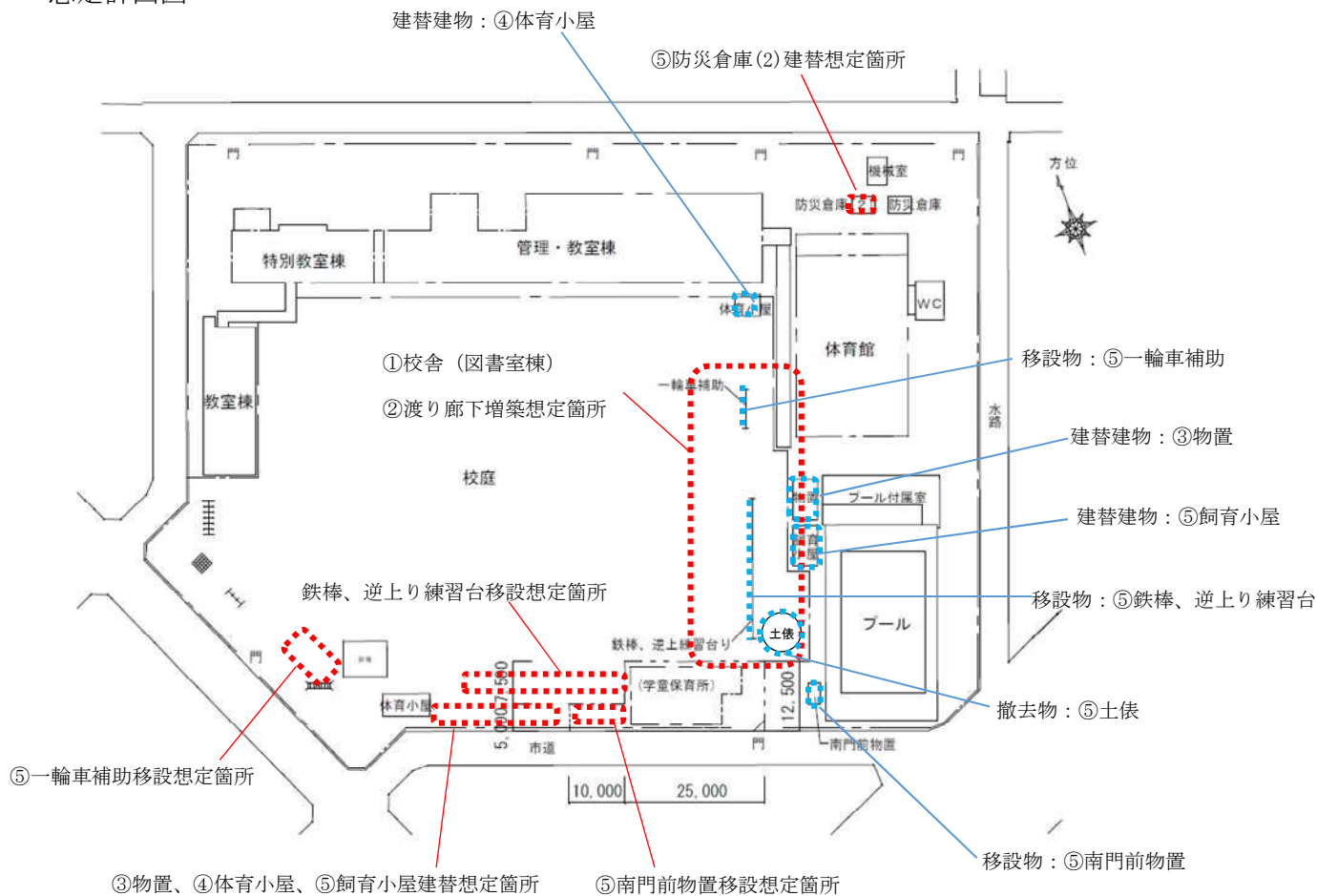
(1) 借り上げ期間中の管理及び維持に関しては、消防設備点検、消耗品の取替及び各掃除を除き、賃貸人が行う。

8 公租公課

(1) リース期間中は、賃貸人の負担とする。

9 本仕様において疑義等が生じた場合は、賃借人・賃貸人双方にて協議をすること。

想定計画図



施設内容	工事内容
①校舎(図書室棟)	増築
②渡り廊下	増築
③物置	建替
④体育小屋	建替
⑤その他外構	建替及び移設

